



2020年2月6日

各 位

会社名 ダイ ト ロ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 前 績 行
(コード番号 7609 東証第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 毛利 肇
(TEL. 06-6399-5041)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2020年3月30日開催予定の第68期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社は、2019年12月12日付「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）についてのお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）について、2020年3月30日開催予定の第68期定時株主総会終結の時をもって、継続せず廃止することといたしました。これに伴い、定款第17条に定めておりました買収防衛策に関する条項について削除を行うものであります。
- ② 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、業務執行責任の明確化・迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入いたしております。これに伴い定款第21条の取締役の員数を15名以内から8名以内に変更するものであります。
- ③ 上記①の変更に伴い、第17条以降の条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年3月30日（月）
定款変更の効力発生日	2020年3月30日（月）

以 上

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p>(買収防衛策)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の決議により、<u>当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当会社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。</u> <u>当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</u></p> <p>第 18 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>第 22 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 17 条～第 19 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第 21 条～第 45 条 (現行のとおり)</p>